

19 陳情 第32号	定住外国人高齢者・障害者に対する福祉特別手当に関する陳情
付託委員会	福祉健康委員会
受理及び付託 年 月 日	平成19年11月29日受理、平成19年12月3日付託
陳情者	新宿区西新宿 _____ _____

(要 旨)

1986年4月1日の時点で、60歳を超えていたという理由で、老齢福祉年金(86年から老齢基礎年金に変更)の受給が認められていない無年金高齢者定住外国人と1982年1月1日の時点で、20歳を超えていたという理由で障害福祉年金の受給が認められていない無年金障害者定住外国人に対して、国民年金法の抜本的改正が実現されるまでの間、貴区独自の特別給付金制度を実施されるよう陳情いたします。

(理 由)

無年金定住外国人高齢者・障害者は、加齢に伴い日常生活に支障をきたすことが多くなり、また、生活を支える家族の高齢化とあわせ、生活に困窮しているのが実情であります。こうした生活実態に鑑み、高齢者・障害者特別給付金を独自の福祉手当として特別区のうち葛飾区、豊島区、江戸川区ではすでに支給されています。また、文京区、世田谷区が地域住民である無年金定住外国人高齢者・障害者に対し、支給要望作成段階まで来ておりません。

無年金定住外国人は、今年高齢者は少なくとも81歳以上であり、障害者は45歳以上になっています。

この問題は国の所管項目でありますので、今後とも引き続きこの問題が改正されるよう要請の程宜しく御願い申し上げながら在日韓国人をはじめとした定住外国人に対し、高齢者福祉、障害者福祉の一環として『国民年金法』の改正までの暫定処置として特別給付金等の支給に関して上記のように実施されることを強く御願い申し上げます。

日本政府は難民条約批准に伴う国内法整備の必要を迫られたことから、1982年1月1日加入資格が日本国民に限られていた「国民年金法」を改正しました。

その結果、国籍条項が撤廃され、定住外国人にも国民年金加入の道が開けました。

ところが、25年間の支払期間を満たせないという理由で、当時35歳を超えていた方を老齢基礎年金から排除(当時の受給は60歳からだったことに依る)するという理不尽な対応を執りました。

その後、1986年の改定により、老齢基礎年金に関しては、いわゆるカラ期間(資格期間とはみなすが、年金支給額の計算には入れない期間)が導入され、1982年当時に排除された方々が、一部救済されました。

とは言え、1986年改定時点で、当時60歳を超えていた方々は、物理的に加入期間が全

くないことを理由に排除された上、日本人同等に税負担をしているにも拘らず、同様のケースの日本人高齢者ならば受給できた老齢福祉年金（全額国庫負担）の受給も一切認められませんでした。

2005年4月から施行されている「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」（特別障害給付金支給法）も、救済対象から「定住外国人無年金障害者」を排除しています。「定住外国人無年金障害者」については、同法の「附則」で、今後検討が加えられ、必要があると認められる時は、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする」と明記しています。国会は2004年12月、同法採択に際し「附帯決議」で、「無年金障害者の生活を支える家族の高齢化等の実情」を踏まえ、定住外国人無年金障害者等に対する救済措置について「早急に検討を開始する」ことを、政府に求めています。しかし救済措置は、まだ検討すらなされていません。

1961年の「国民年金法」施行時、年齢的に25年間の加入期間を満たせなかった方々には、10年間の短縮年金などが認められましたし、1972年の沖縄本土復帰の際には、制度が施行できなかった約10年間を保険料免除期間とするなど、日本人に関しては十分な経過措置がとられてきました。

ところが、国籍要件から居住要件に改定した1982年には、日本人に対して取られた様々な経過措置が全く適用されなかった為に、無年金高齢者・障害者定住外国人が生まれるに至ったわけです。

一方、現状を踏まえ日本全国で700以上の地方自治体が、地域住民であるこれら無年金定住外国人に対して、独自の福祉手当「高齢者特別給付金」「障害者特別給付金」を支給しています。

こうした「高齢者・障害者特別給付金」は、地域住民である定住外国人が、健康で文化的な生活が営めるよう配慮した、地方自治体の自主的な取り組みとして高く評価できます。また、無年金定住外国人の介護保険料の負担を減らすために、「高齢者特別給付金」の増額に踏みきった自治体もあります。

ところで、2000年4月1日から施行されている「介護保険」制度におきまして、65歳以上の高齢者は受給中の老齢年金から、介護保険料を自動的に天引きされるシステムとなっています。ところが、上記の背景により、無年金者となった定住外国人の場合は、天引きそのものが成り立ちません。

定住外国人高齢者・障害者をめぐる状況はとても厳しいものがあります。無年金で一人暮らしの高齢者の多くは、少しばかりの仕送りやわずかな貯金を切り崩して生活をなさっている方です。また、今般の高齢者医療制度の改革により老人医療保険の対象年齢の引上げ及び負担率の増加が見込まれ、ますます苦しい生活に陥ることが憂慮されます。

このように、本当に厳しい状況におられる無年金定住外国人に、これまでの労苦を思い、豊かな老後を保障する取り組みの強化が何より必要です。

21世紀は平和と人権の世紀と言われています。「豊かな住みやすい町づくり」は、地方自治体としての課題であり福祉行政はその中核をなすものと考えます。日本国籍住民と外国籍住民のわけ隔たりのない行政サービスがこれからの地方自治体に求められていると存じます。私たちの切なる陳情とその理由をご理解頂き、地域での「共生社会」に向けた積極的な取り組みを切にお願いする次第です。